



服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail:hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。



平成23年3月号

今年に入っての特徴

労災事故多発（今年に入って4件）

当事務所委託事業所で4件発生。4件とも雪・凍結関連事故です。3件がバイク事故です。3月いっぱいには凍結の心配があります。気を引き締めていきましょう。

就業規則・賃金規程の見直し（2件）

「どうしても労働時間が長くなる。未払い残業代が発生しないようにしたい。」

「監督署の人が来て、『就業規則が今の法律に合っていない』と言われたうちの会社に合うような就業規則と一緒に考えて欲しい。」

労使紛争未然防止（2件）

1件は、退職をめぐる労使の意思の齟齬（食い違い）。事実を確認し、法令・判例に基づいた説明によって解決。

もう1件は、これから本番。会社側は「解雇ではない」と主張。労働者側は「解雇ではないが、原因は会社が作ったのだから『会社に責任のある退職』と主張。これも争いにはならず、合理的決着がはかれると思います。

それにしても、労使紛争、或いはその一歩手前という事例が増加しています。

定年引き上げ等奨励金（2件）

1件は、何度も関係機関とやり取りをし、当初の予定通り120万円が支給される運びとなりました。（まだ支給決定通知書は届いていないのですが、支給は間違いありません）

もう1件は法人企業でもなく個人企業でもない、市民団体ということで、あまりないケースでしたが、これは、すんなりOKでした。

監督署の調査対応（1件）

会社の担当者とは何度も話をしましたが、大切なのは、調査があったことをプラスにすることです。この会社も、監督署の調査をきっかけに、就業規則を整備し、（今まで社長さんしか知らないような状態だったのを）従業員に周知する方向になりました。

採用（⇒契約）が大切

昨年来「契約が大切」ということで、「知っ得説明会」でも重点的にお話しましたが、今年に入りますますその重要性を感じています。切羽詰まった相談も多い。

以下のことを実行すれば、大きな一歩。

- ①就業規則（10人未満の事業場は就業規則に準じたものでも可）を定める。少なくとも1年に1回は見直す。
- ②採用時には労働契約書（最低でも労働条件通知書の交付）を交わす。
- ③残業が多くなる・未払い残業代が発生している会社は、すぐ社労士に相談し、対策をとる。

講師依頼

昨年後半くらいから「講師をしてほしい」「コーディネーターをしてほしい」という依頼が増加しています。

依頼内容例

- ①労働法を分かりやすく解説してほしい
- ②非正規雇用に焦点を当てて、アドバイスをもらいたい

3月の生活ホットニュース

学生が「行きたい会社」と 「行きたくない会社」

㈱毎日コミュニケーションズは、2012年卒業予定の学生を対象に実施した「大学生就職意識調査」の結果を発表しました。全国の大学生・大学院生10,768名が回答しています。

◆「楽しく働きたい」

学生の就職観について

- 1位「楽しく働きたい」(32.6%)
- 2位、「個人の生活と仕事の両立」(21.2%)
- 3位「人のためになる仕事をしたい」(17.5%)
- 4位「自分の夢のために働きたい」(11.0%)
- 「出世したい」(1.1%)、「収入さえあればよい」(1.6%)、「社会に貢献したい」(6.3%)などの回答は少なくなっています。

◆中堅・中小企業への希望増加

行きたい会社の規模について

- 1位「中堅・中小企業志向」53.4%(前年比 5.8ポイント増)
 - 2位「大手企業志向」41.4%(同 5.6ポイント減)
- 中堅・中小企業への就職を希望する人の割合が大幅に増えています。

◆「やりたい仕事ができる会社」

就職企業選択の際のポイント

- 1位「自分のやりたい仕事(職種)ができる会社」(43.9%)
- 2位「安定している会社」(22.6%)
- 3位「働きがいのある会社」(22.0%)
- 4位「社風が良い会社」(17.2%)
- 5位「これから伸びそうな会社」(12.1%)が上位を占めました。

◆「暗い雰囲気」の会社は行きたくない

- 1位「暗い雰囲気の会社」(44.6%)
- 2位「ノルマのきつそうな会社」(32.7%)
- 3位「仕事の内容が面白くない会社」(22.4%)
- 4位「転勤の多い会社」(19.7%)
- 5位「休日・休暇がとれない(少ない)会社」(18.0%)

早くも開催日決定！

さらにパワーアップ！ 服部事務所 知っ得説明会

6月14日(火) 午後1時20分～
米子コンベンションセンター

内容について、どしどしご意見を…

ちなみに昨年のテーマは

- ①労災事故の防止と対処
- ②労災保険と上乗せ共済の重要性
- ③労働契約の具体的姿

労働保険事務組合委託事業主の方へ

平成23年4月からの雇用保険料率は以下の通りです
(前年度と変更なし)

- 一般の事業……被保険者負担 1,000分の6
- 土木・建築他の事業……被保険者負担 1,000分の7

平成22年3月から

健康保険料率と介護保険料率は変更なし！

健康保険料率と介護保険料率が、今年3月分保険料(平成22年4月末納入期限分)から改定となっています。ご注意ください。

- 介護保険に該当する人(40歳～64歳)
……被保険者負担1,000分の54.95
- 介護保険に該当しない人(上記以外)
……被保険者負担1,000分の47.4